

中央省庁の地方移転の基本的考え方(案)のポイント

1. 地方創生の視点(地方移転が、移転先を含め我が国の地方創生に資するかどうか)

2. 国の機関としての機能確保の視点(地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか)

＜業務内容に応じた検討が必要＞

＜地方移転のメリット面＞

(1)地方移転によって、現在と同等以上の機能の発揮が期待できるか。

(2)「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるか。

＜地方移転のデメリット面＞

(3)危機管理等官邸をはじめ関係機関との連携や国会対応に支障が生じないか。

(4)当該機関の効率的な業務運営や国民に対する行政サービスの低下を招かないか。

①危機管理業務等

・官邸をはじめ関係省庁との迅速・密接な連携が必要な危機管理業務や外交関係業務、国会対応業務は移転検討対象外。

②政策の企画・立案業務

・関係省庁との調整が不可欠なものは移転検討対象外。政策の企画・立案業務は、執行業務との近さが求められることから、移転対象の執行業務と密接不可分な業務は移転。

③施策・事業の執行業務

・効率的な業務運営を損なわずできる限り現場(地方)に近いところで実施することが適切。

なお、地方支分局等で現場執行業務を実施している場合は、ワンストップサービス化等の推進に向け、体制を強化。

※ICTの活用等を含め検証を行い、その結果を踏まえて結論を得る。

3. 移転費用等の視点 (地方移転による費用増大や組織肥大化の抑制、機能強化のための地元の協力・受入体制)

☆国の機関としての機能発揮に関する検証

国の機関における業務全般にわたり、ICT を活用したテレビ会議やテレワーク等を通じて、具体的な課題を実証実験により明らかにしていく取組を推進。